

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表

令和 8 年 7 月 1 日公表

1. 女性活躍推進法第 19 条に基づく特定事業主行動計画

[佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合特定事業主行動計画](#)は、令和 8 年 3 月に改訂しています。

(上記をクリックすると表示します。)

2. 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（女性活躍推進法第 19 条第 6 項）

項目	目標		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
	数値	年度					
受験者総数に占める女性割合	10%以上	R 3 年度～ R 1 3 年度	採用試験の 実施なし	採用試験の 実施なし	採用試験の 実施	採用試験の 実施	—

(取組内容)

令和 6 年度…採用試験実施。働き方改革に基づく 5 日以上のお休み取得の推進。

令和 7 年度…採用試験実施。年次お休み取得の推進。時間外勤務の削減。

3. 女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第 21 条）

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 職員に占める女性職員の割合

※府令第 6 条第 1 項第 1 号ハ

	R 6 年度	R 7 年度
職員に占める女性職員の割合	16.7%	7.7%
会計年度任用職員を含む女性職員の割合	33.3%	25.0%

(2) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

※府令第 6 条第 1 項第 1 号ニ及びホ

	R 6 年度	R 7 年度	伸び率
部局長・次長相当職	0%	0%	0% _ナ
課長相当職	10.0%	0%	△10.0% _ナ
課長補佐相当職	0%	0%	0% _ナ
係長相当職	10.0%	14.3%	4.3% _ナ

(3) 職員の給与の男女の差異

※府令第6条第1項第1号ト

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	109.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	%
全職員	120.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	—	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	—	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	—	%
1～5年	—	%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報のうち任期の定めのない常勤職員以外の職員…該当者なし
2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報のうち、
 - (1) 役職段階別については、対象となる区分に職員が少ないため非公表
 - (2) 勤続年数別については、対象となる区分に職員が少ないため非公表

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男性職員の配偶者出産休暇(7日の範囲内)、育児参加のための休暇(5日の範囲内)、義務教育終了前の看護・行事参加の休暇(7日、2人以上の養育10日の範囲内)の取得率並びに合計取得日数の分布状況

※府令第6条第1項第2号ハ

	R6年度	R7年度	R7年度 男女別取得日数
休暇取得率	80.0%	86.7%	男性職員 13日 女性職員 該当なし
5日以上取得率	100%	100%	—

(2) 年次有給休暇の取得状況

※府令第6条第1項第2号ヘ

	R6年度	R7年度
平均取得日数(20日以上付与された者)	16.9日	15.9日
取得日数が5日未満の職員割合	0%	0%